

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年9月16日 09時50分ごろ
発生場所	茨城県ひたちなか市那珂湊港東方沖 那珂湊港東防波堤灯台から真方位082° 1.3海里付近 (概位 北緯36° 20.5′ 東経140° 37.8′)
事故の概要	漁船第二大彦丸 ^{だいひこ} は、北進中、また、プレジャーボートティアマトは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年10月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二大彦丸、4.9トン IG3-6350（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート ティアマト、5トン未満（長さ7.11m） 200-19680茨城、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、しらす引き網漁の目的で、茨城県日立市久慈漁港を出航したのち、那珂湊港東方沖において操業を開始した。 A船は、船首を南方に向けて揚網を終え、左舷方で船首を南方に向けて揚網している他の漁船の前を通過して旋回した。 A船は、船長Aが魚群探知機の反応を見て、GPSプロッターの操作を行いながら北進中、船首方を見たところ、船首至近にB船を認め、主機を中立として左舵を取ったが、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、那珂湊港東方沖において船首を南方に向けて漂泊しながら釣りをしていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、他の漁船の前を通過して旋回したのち、北進中、船長Aが、GPSプロッターの操作に意識を向けて航行を続けたことから、船首方で漂泊中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、漂泊中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が得られず、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船が他の漁船の前を通過して旋回したのち、北進中、船長AがGPSプロッターの操作に意識を向けて航行を続けたため、船首方で漂泊中のB船に気付くのが遅れ、また、B船が漂泊中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が得られず、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁船の船長は、航行中、GPSプロッターの操作に意識を向け過ぎず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。